



野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



障害者総合支援法では、障がい者の福祉サービスがこれまでの応能負担から応益負担に変えられ、約8割の人が自己負担を余儀なくされている。今年度が見直しの年となっているが、国に制度の見直しを求めるとともに、町の施策を充実させるために以下の点について伺う。

- (1) 65歳になると介護保険の優先利用が規定されているが、障がい者が障害福祉と介護保険の利用を選択できるようにすること。
- (2) 福祉サービス利用には、相談支援員によるサービス等利用計画書の作成が義務付けられている。必要な相談支援員の配置を行うこと。
- (3) 国に対して
 - ① 事業所に対する基本報酬を原則、日払いから月払いに改めること。
 - ② 福祉サービス利用を応能負担に戻すこと。
 - ③ 福祉労働者の処遇改善など障害者総合支援法の見直しを求めていること。



視覚障がい者を援護する同行援護の様子（障害福祉サービス）

問 障害者総合支援法の見直しを

答 福祉労働者の処遇改善について、今後とも機会を捉えて要請を行いたい

町長 (1) 障害者総合支援法では、65歳になった障がい者がサービスを利用する場合、居宅介護などの障害福祉と介護保険に共通するサービスについては、介護保険が優先して適用されることとなっている。

ただし、障害福祉固有のサービスについては引き続き利用することができ、また、介護保険だけでは必要なサービス量が確保できない場合などは、障害福祉サービスで補うことができる仕組みとなっている。

(2) サービス等利用計画は、利用者の約8割が町内や近隣市町の事業所の相談支援専門員によって、残りの約2割は、町福祉課の担当職員などと相談し、本人や家族によって作成されている。

本町では、平成26年度から保健福祉センター内に基幹相談支援センターを設置し、その運営を十勝障がい者総合相談支援センターに委託を行い、配置した職員による相談体制の充実や各事業所の相談支援専門員に対する専門的アドバースを行い、資質向上に努めている。今後、利用者にとって必要かつ適切なサービスの提供や相談支援体制の充実を進めていきたい。

(3) ① 事業所に対する基本報酬の考え方や利用者負担のあり方などは、国の制度に沿った施策を進めていくことが必要であると考えており、現在、国による制度の見直しが行われているところであり、今後ともその動向を注視していきたい。

③ 依然として雇用条件が厳しく担

い手不足の状況にあることから、今後とも機会を捉えて要請を行っていききたい。

問 手話言語条例の制定を

答 当事者や関係者などから幅広く意見を聞きながら、検討したい



町長 手話は、聴覚障がい者同士や手話を学んでいる人々とのコミュニケーションを取るときに、手指の動きや表情などで意図を視覚に訴える視覚言語である。手話の普及・理解を深める手立として、「手話言語条例」の制定を。

本町では、本町の地域福祉計画の基本理念である「地域とともに支え合う安らぎと温もりのあるまちづくり」の実現に向けて意義のあるものと認識している。

町内の聴覚障がい者の実態や要望を十分に把握し、障がいや手話に対する教育、啓発を通じてその理解を深めながら、既に条例制定している自治体の理念や運用状況を十分研究し、当事者や関係者などから幅広く意見を聞きながら、検討していきたい。